## つくば市告示第 937 号

## 研究学園都市計画地区計画の決定について

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 19 条第 1 項の規定により、研究学園都市計画地区計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年11月16日

つくば市長 五 十 嵐 立



- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 研究学園都市計画地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域 つくば市吾妻四丁目の一部
- 3 縦覧場所
  - つくば市研究学園一丁目1番地1
  - つくば市役所都市計画部都市計画課

## 研究学園都市計画地区計画の決定(つくば市決定)

都市計画吾妻第五地区地区計画を次のように決定する。

名	称	吾妻第五地区地区計画
位置		つくば市吾妻四丁目の一部
面	積	約0.4ha
地区計画の目標		本地区は、筑波研究学園都市研究学園地区の中心部に 近接した区域である。周辺地域一帯は、新住宅市街地開 発事業及び土地区画整理事業により整備され、高度な都 市機能や国家公務員宿舎を中心とする公的機関の住宅が 集積し、豊かな緑とゆとりある空間が確保された良好な 住環境が形成されている。 このため、市が策定した研究学園地区まちづくりビジョンによるまちづくりの方針に基づき、これまでに培われた緑豊かなゆとりある都市環境を継承し、魅力ある都市環境の形成を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の 方針	中低層の住宅を中心とした、緑豊かでゆとりある都市 環境と品格ある住宅市街地の形成を図る。
	建築物等の 整備方針	<ul><li>1 ゆとりある良好な住環境の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度を定める。</li><li>2 緑豊かで品格のある都市的な景観形成を図るため、建築物等の形態又は意匠の制限、緑化率の最低限度、かき又はさくの構造の制限を定める。</li></ul>
	その他 当該地区の 整備・開発 及び保全に 関する方針	<ol> <li>敷地外周の壁面後退部分及びかき又はさくは緑化し、適切な維持管理に努める。</li> <li>地区内に存する樹木の保全・活用に努める。</li> <li>電線類の地中化を図るとともに、駐車場や受水槽、空調設備などを道路に面して設ける場合は、植栽等により修景を図るよう努める。</li> <li>歩道付き道路沿いは、車両の出入口の設置を抑制する。</li> <li>省エネルギー、CO2削減、ヒートアイランド対策等、環境に配慮した開発・建築に努める。</li> </ol>

地区整備計画		建築物の 敷地面積の 最低限度	200 m²
	建築物等の制限に関	壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。 (1)道路との境界線までの距離は、2mとする。ただし、道路のすみ切り部分の境界線までの距離は0.5m
			とする。 (2) 隣地との境界線までの距離は、1.5mとする。
			2 前項各号の規定については、これに満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。
			(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること。
			(2) 物置その他これに類する用途に供し、床面積の合計 が 5 ㎡以内で、かつ軒の高さが 2.3m以下であるこ と。
	に関する事項	建築物等の 高さの最高 限度	18m
		建築物等の 形態又は意 匠の制限	道路に面して設ける擁壁は、次の各号のいずれかに掲げる構造とする。 (1) 高さ 0.6m以下のもの (2) 高さ 1.2m以下かつ勾配 75 度以下のもの
		緑化率の 最低限度	15%
		かき又はさ くの構造の 制限	道路に面するかき又はさくの構造は、次の各号のいずれかに掲げる構造とする。ただし、門柱はこの限りでない。 (1) 生垣で高さが 1.2m以下のもの
			(2) 鉄さく、金網等の透視可能なフェンス (ただし、高さ 0.6m以下の基礎の部分はこの限りでない。) で、これに沿って植栽を施し、高さが 1.2m以下のもの
	適用の除外		1 本地区計画に係る都市計画の決定の際、現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地が地区整備計画の建築物等に関する事項に適合しない場合においては、当該建築物又はその敷地に対しては、当該建築物等の制限に関する事項は、適用しない。 2 地区整備計画の建築物等に関する事項に適合しない部
			分を有する建築物の敷地内において、適合しない部分を

増加させない範囲で行う改築、増築、修繕又は模様替は 制限しない。

3 市長が公益上必要な建築物でやむを得ないと認めて許可したものについては、適用を除外する。

「区域等は、計画図表示のとおり」

## 理 由

国立大学法人職員宿舎の廃止後においても、筑波研究学園都市における緑豊かなゆとりある都市環境を継承し、良好な住宅市街地の形成を図るため、本案のとおり地区計画の決定を行うものである。

研究学園都市計画 吾妻第五地区地区計画 計画図



